

規制改革推進会議（雇用・人づくりWG）提出資料

-在留資格制度に関する規制改革要望-

2020年01月20日

Hello, Future!



1. 新経済連盟について

2. 移民政策に関する提言について

3. 規制改革要望

Appendix. その他の検討課題

1. 新経済連盟について

- 団体概要 -

- 経済団体 2012年に活動を開始
- 役員（三木谷浩史 代表理事 / 藤田晋 副代表理事 など）
- 3つのミッション（**Innovation・Entrepreneurship・Globalization**）
を掲げ、日本における新産業・新ビジネスの発展のために活動。



活動
ACTIVITY

9 年目

会員
JANE MEMBERS

534 社

（2019年10月1日現在）

政策提言
POLICY ADOVOCACY

33

政府会議等への参加
GOVERNMENT METTING

59

会員セミナー等の開催
MEMBER SEMINARS

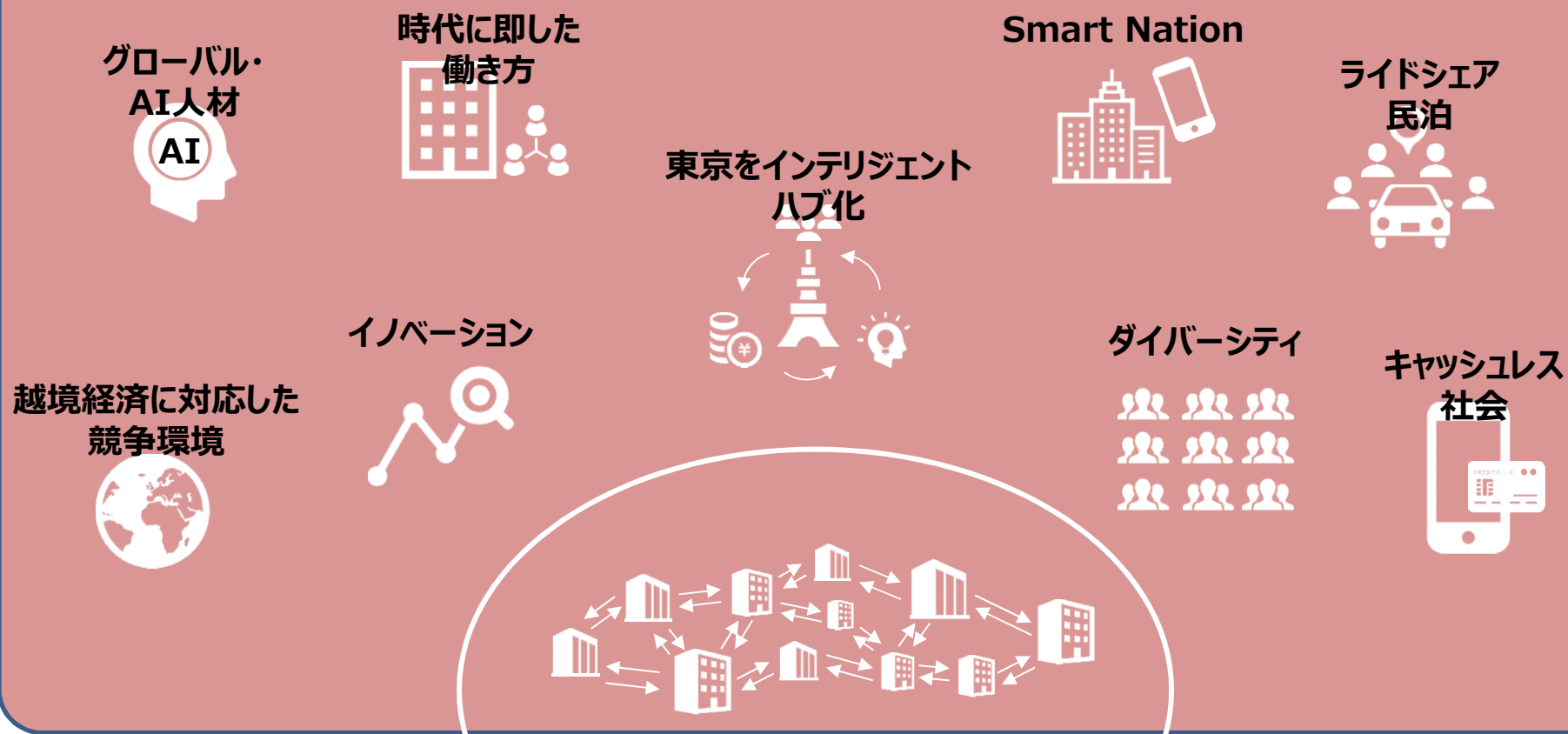
66

（2019年活動実績）

1. 新経済連盟について

- 新経済連盟が目指す社会像 -

≡ 新経済連盟が目指す社会像 「New Economy」



1. 新経済連盟について

2. 移民政策に関する提言について

3. 規制改革要望

Appendix. その他の検討課題

2. 移民政策に関する提言 - 移民政策に関するこれまでの提言 -

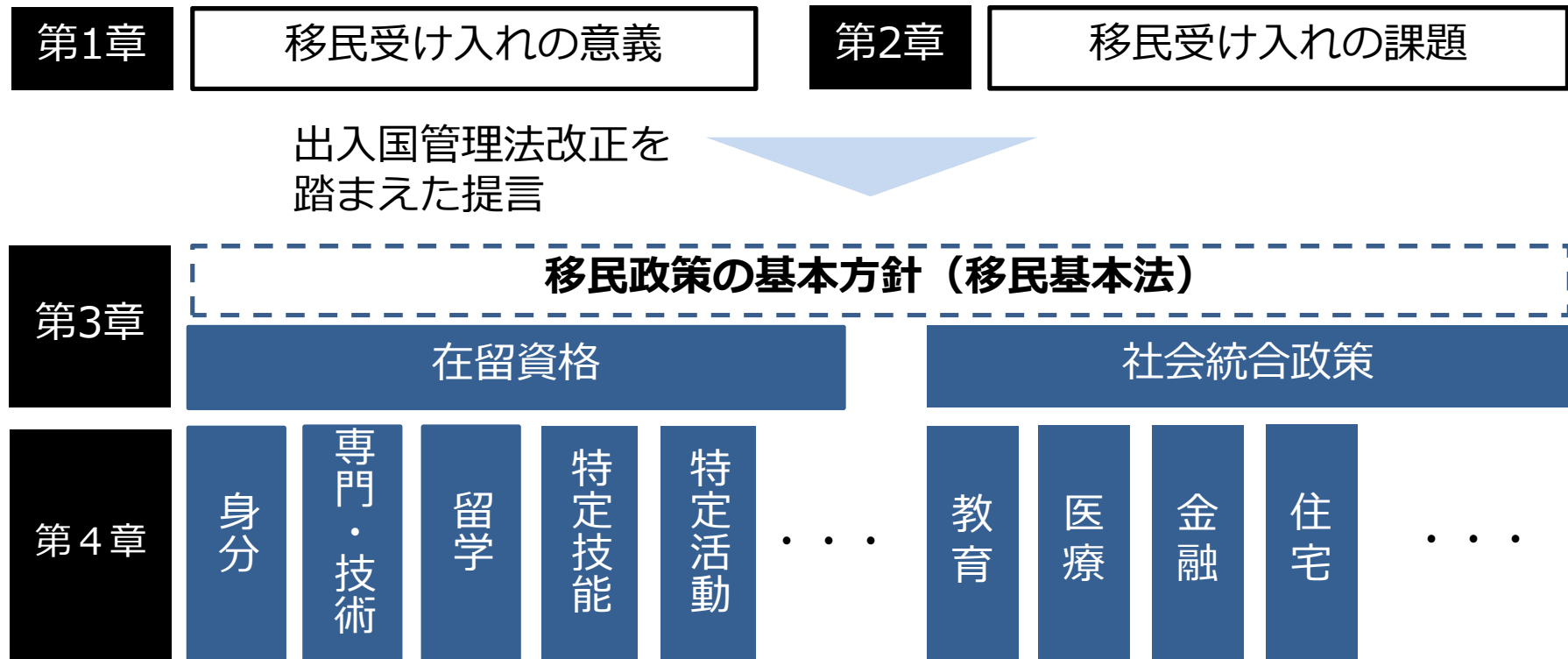
- 2018年4月に公表した基本政策集「Japan Ahead 2」では、日本の目指すべき社会像として「イノベーション大国」を掲げ、移民政策を政策目標の3本柱のひとつとして位置づけ。
- 2018年10月に具体的な提言「日本の第三の開国」、2019年9月にも「日本の「移民政策」の確立に向けた提言」を公表。



2. 移民政策に関する提言

- 「日本の「移民政策」の確立に向けた提言」の概要 -

- 出入国管理法の改正等を踏まえた今回の提言の構成は以下の通り。
第1・2章：移民受け入れの意義と課題（前回提言も踏まえた再整理）
第3章： 移民政策の基本方針（移民基本法）の必要性
基本方針を踏まえた社会統合政策、在留資格制度の設計見直し
第4章： 個別施策については重点項目に絞って指摘



1. 新経済連盟について

2. 移民政策に関する提言について

3. 規制改革要望

Appendix. その他の検討課題

3. 規制改革要望 - 要望事項 -

- 今回、これまでの提言を踏まえ、特に在留資格相互の関係・接続性の明確化に関して以下を要望。
 - ✓ 「技術・人文・国際業務」資格のガイドラインの明確化
- なお、その他検討すべき課題についてもAppendixをご参照
 - ✓ 特定活動46号の要件
 - ✓ 高度な現場業務向けの在留資格

3. 規制改革要望 - 在留資格の概要 -

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能（注1）	特定産業分野（注2）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

（注1）平成31年4月1日から

（注2）介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関係産業、建設、造船・船舶工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業（平成30年12月25日閣議決定）

（出所）出入国在留管理庁資料

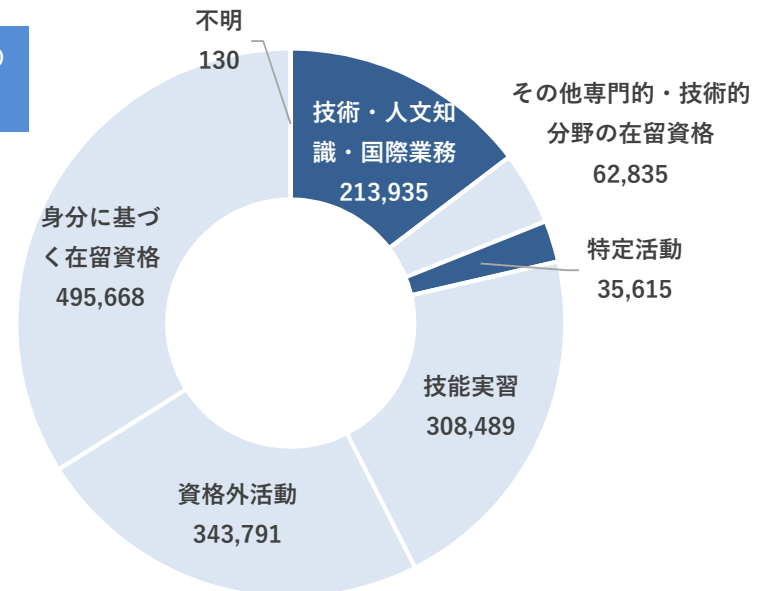
身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

2018年10月時点の
外国人就労者数

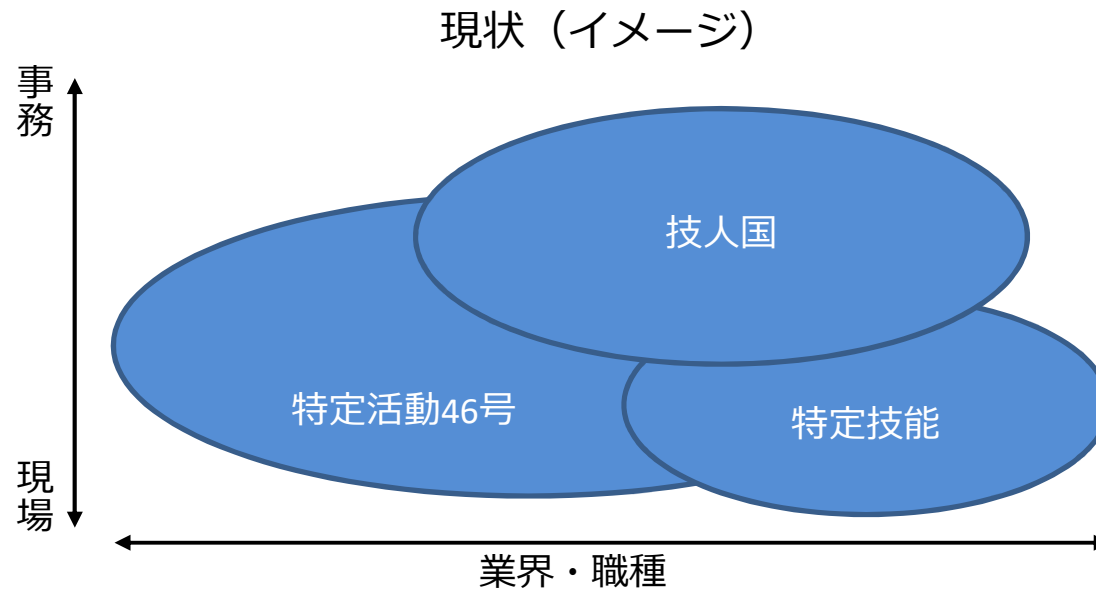


（出所）厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめより作成

3. 規制改革要望

- 在留資格相互の関係・接続性の明確化 -

- 特定活動46号、特定技能の新設等によりキャリアの可能性は広がったが、在留資格相互の関係・接続性が整理されていない。「技術・人文・国際業務」も含めた**在留資格相互の関係・接続性**について、キャリア形成のあり方を踏まえて**明確化する必要**。
 - ✓ 特定活動46号も特定技能も現場業務が念頭にあるとも考えられるが、そのまま管理職などを務めることができるのか、技人国に変更すべきなのかなど必ずしも明確ではない。
 - ✓ 技人国についてもどこまで現場業務を行えるのか、必ずしも明確ではない（次項以降参照）。
- 予見可能性が低いと企業は判断に悩み、**キャリアの制限**にも繋がるおそれ。



3. 規制改革要望

- 【要望】 「技術・人文・国際業務」資格のガイドライン -

- 前項の問題意識踏まえ、「技術・人文・国際」資格のガイドラインについて、**「現場業務＝単純労働」でない旨を明確化**されたい。

✓ 具体的には「現場勤務がただちにいわゆる単純な業務や、反復訓練によって従事可能な業務」にあたるものではなく、専門知識の必要性・全体のキャリアプランの中での位置づけなどから総合的に判断する。」といった趣旨を明確化できないか。

課題

- 「留学生の在留資格「技術・人文知識・国際業務」への変更許可のガイドライン」では、「いわゆる**単純な業務**や反復訓練によって従事可能な業務」は**技術・人文・国際業務の対象外**とされている。
- 一方、特に日系企業では、**現場業務を数年経験した上で企画・管理業務を行う**、といった**キャリア形成が一般的**に存在。
- この点、「**現場業務＝単純労働**」と捉える向きも多い中、技術・人文・国際業務の中で、**どの程度現場業務が許容されるのか、予見可能性が十分ではない**状況。

影響

- 日本人と同じキャリアコースで採用しても、企業は外国人従業員については在留資格の更新が認められないリスクを抱えることになる。
- 不許可事例そのものは多くないとしても、予見可能性が十分でない中、外国人の採用をそもそも控える、といった**委縮効果**も生じている。

3. 規制改革要望

- 【要望】 「技術・人文・国際業務」 資格のガイドライン -

現場業務における実際の事例

- A社（人材派遣業）では、正社員が（日本人と同様に）量販店などの現場スタッフとして数年の経験を積んだ後、現場における管理職（店長、施設長）を目指すというキャリアコースが存在。ここで、在留資格の更新において、「現場勤務＝単純労働」ということで在留資格の更新が認められないリスクがあることを懸念。
- 特に在留資格を巡る議論において「現場＝単純労働」といった認識が強い中では、（入管担当者ごとに判断基準が異なることもあり）A社として更新リスクを意識せざるを得ない状況。
- また、「現場業務」ゆえに単純労働とみなされるリスクから、事業者側では業種によってはそもそもキャリアコースを設けないなどの委縮効果も発生。
 - ✓ 物流・製造業界向けの現場（倉庫勤務など）では、いわゆる単純労働を担当するアルバイトも多いことから、同様の整理で申請拒否されることを懸念し、まだ外国人の採用をほとんど行っていない状況。

3. 規制改革要望

- 【要望】 「技術・人文・国際業務」 資格のガイドライン -

考え方

- **ガイドライン別紙の事例**（＝入管実務）にはこうした事情を踏まえたものもあるが、その**背後にある考え方について、ガイドライン本体に取り込み**、日本人と同様に、現場業務からのステップアップを前提としたキャリア形成を正面から位置付けるべき。
 - ✓ 現場勤務であっても技術・人文・国際業務として許可されている事例や、キャリアプランが具体的でないこと等から不許可となったと考えられる事例がある。

許可事例（ガイドライン別紙P3: 事例12）

観光・レジャーサービス学科において、観光地理、旅行業務、セールスマーケティング、プレゼンテーション、ホスピタリティ論等を履修した者が、大型リゾートホテルにおいて、総合職として採用され、フロント業務、レストラン業務、客室業務等についてもシフトにより担当するとして申請があったため、業務内容の詳細を求めたところ、一部にレストランにおける接客、客室備品オーダー対応等「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当しない業務が含まれていたが、申請人は総合職として雇用されており、主としてフロントでの翻訳・通訳業務、予約管理、ロビーにおけるコンシェルジュ業務、顧客満足度分析等を行うものであり、また、**他の総合職採用の日本人従業員と同様の業務であることが判明した**もの。

不許可事例（ガイドライン別紙P5: 事例6）

ビルメンテナンス会社において、将来受け入れる予定の外国人従業員への対応として、通訳業務、技術指導業務に従事するとして申請があったが、**将来の受入れ予定について何ら具体化しておらず**、受入れ開始までの間については、研修を兼ねた清掃業務に従事するとして申請があり、当該業務が「技術・人文知識・国際業務」のいずれにも当たらないため不許可となったもの。

-
1. 新経済連盟について
 2. 移民政策に関する提言について
 3. 規制改革要望

Appendix. その他の検討課題

Appendix. その他の検討課題

① 特定活動46号の要件

- 特定活動46号の要件について、①専修学校の卒業生も含む、②日本語能力はN2レベル以上、とできないか。

専修学校卒の就職

- 留学生の就職率向上の最大のボトルネックとして、そもそも専修学校の卒業生は技人国での就職の選択肢が限られていることがある。
 - ✓ 技人国で従事することの多い「通訳・翻訳」業務について、専修学校卒だと許可にあたってのハードルが高い、といった課題。

特定活動46号の活用

- 特定活動46号は専修学校の卒業生の就職の道を大きく広げ得るものだが、「留学」全般から「技人国」への変更は認められているにも関わらず、特定活動46号については「本邦の大学を卒業又は大学院の課程を修了」することが要件となっている。
- 日本語能力についても、N1が要件となっているが、実務上は「技人国」の「通訳・翻訳」業務でもN2以上が要件となっているケースが多い。
 - ✓ 日本語能力試験は読解偏重のため、非漢字圏の外国人がN1を取得することは難しい。日本語能力試験（運営主体：国際交流基金／財団法人日本国際教育支援協会）のデータについて、国籍別の情報も開示されたい。

Appendix. その他の検討課題

② 高度な現場業務向けの在留資格

- 高度な現場業務（国家資格）について、①特定技能への追加、②特定活動への追加、などの形で在留資格を拡充することができないか。

人手不足への対応

- 人手不足への対応という観点から、（在留資格が認められていない）単純労働と技人国の中間的な位置づけとして特定技能資格が創設されたところ。
- 高度な現場業務に対応する国家資格についても、人手不足深刻な保育士などは特定技能への追加などの形で在留資格拡充すべきではないか。
 - ✓ 有効求人倍率では社会福祉（含む保育士）は3.0と全体平均の1.5を大きく上回る状況（一般職業紹介状況（2019年11月））。

優れた文化の輸出

- 美容師などは、優れた日本文化の輸出という観点から、①外国人家事支援人材のような形で国家戦略特区に限定した特定活動として認める、②日本料理海外普及人材育成事業のような形で特定活動に追加する、などの方法が考えられないか。
 - ✓ 美容師については、東京都も国家戦略特区の第22回東京圏区域会議（2018年8月27日）で提案しているところ。
 - ✓ 調理の専門学校を卒業した外国人留学生は、引き続き、特定活動ビザにより日本国内の日本料理専門店等で働きながら、技術を学べる制度が存在（最長5年間）。

Hello, Future!



新經濟連盟



Japan Association of New Economy